

特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟 役・職員倫理規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟（以下「本連盟」という）定款、第 59 条により、役・職員倫理規程を定める。

第 2 章 倫理の定義

- 第 2 条 本連盟は、国際ローラースポーツ連盟並びに公益財団法人日本体育協会の規程に遵拠して本規程を定め、連盟規則を遵守し、スポーツ精神に従い常に健全かつ公正な運営と発展に努めることを目的とする。
- したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、指導者等においては、スポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に従い行動する。

第 3 章 役・職員の範囲

- 第 3 条 この規程において、役員とは本連盟定款第 12 条理事・監事及び第 38 条専門委員をいう。又、第 6 条本連盟の会員も含まれる。
- 2 職員とは、本連盟定款第 56 条に規定する事務局職員をいう。

第 4 章 役・職員の基本的責務

- 第 4 条 役・職員は、本連盟定款第 3 条に規定する「目的」を達成するため、本連盟の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

第 5 章 役・職員の遵守事項

- 第 5 条 役・職員は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物の使用などの行為を行ってはならない。登録競技者等に対しても徹底した啓発活動を行っていくこと。
- 2 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることをしてはならない。
 - 3 役・職員は、経理処理に関し、適正な処理を行い流用や横領などの不正行為を行ってはならない。
 - 4 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、上下関係を利用した人道的に反する行動や強要、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為及びプライバシーの問題など十分配慮すること。
 - 5 本連盟及び加盟団体は、各種大会の代表選手の選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと

第 6 章 倫理委員会

第 6 条 この規程に関する諸問題を審議するため、本連盟は倫理委員会を設けることができる。

第 7 条 審査委員は、理事の中から会長が委嘱する。

- | | |
|-------------|-----|
| 1 委員長（専務理事） | 1名 |
| 2 副委員長 | 1名 |
| 3 委員 | 若干名 |

第 8 条 委員会は委員長が招集して議長となる。

第 7 章 本規程の変更

第 9 条 本規程は理事会に諮り、総会の議決により変更することができる。

- 付 則
1. この規程は平成17年4月1日より施行する。
 1. この規程は平成18年4月1日より之を改正実施する。
 1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。

特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟 倫理規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟（以下「本連盟」という）定款、第 59 条により、倫理規程を定める。

第 2 章 倫理の定義

- 第 2 条 本連盟は、国際ローラースポーツ連盟並びに公益財団法人日本体育協会の規程に遵拠して本規程を定め、連盟規則を遵守し、スポーツ精神に従い常に健全かつ公正な運営と発展に努めることを目的とする。
- 第 3 条 本連盟において、登録選手は、競技愛好のためにローラースポーツをするものをいい、次の諸項に該当する行為のある者は、承認を得なければならない。
- (1) スケーティングを営業として自ら行う者
 - (2) 本連盟及び加盟団体以外の団体が主催するローラースケートの備しに出場する者。
 - (3) 自分の氏名、写真又は競技実績等を広告に使うこと。
- 第 4 条 ドーピング又は暴力行為などによりフェアプレーの精神に違反した者。

第 3 章 申立て手続き

- 第 5 条 本連盟が決定した結果についての不服申立ては、30日以内に書面で理由を述べ提出する。
- (2) 申立て金は5万円とする。
 - (3) 申立てがあったときは、事務局長は倫理委員会委員長に連絡する。
 - (4) 代理人は認めない。但し18歳未満の場合は、父母が代理人となることができる。

第 4 章 倫理委員会

- 第 6 条 この規程に関する諸問題を審議するため、本連盟は倫理委員会を設けることができる。
- 第 7 条 委員は、理事の中から会長が委嘱する。
- | | |
|-------------|-----|
| 1 委員長（専務理事） | 1名 |
| 2 副委員長 | 1名 |
| 3 委員 | 若干名 |

- 第 8 条 委員会は委員長が招集して議長となる。
- 第 9 条 委員長は委員を選任して、会長に報告、会長より委員を委嘱する。
- 第 10 条 本連盟の倫理委員会の行った決定に対する不服申立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決することができる。
- 第 11 条 本連盟の倫理委員会に諮らず、直接一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に申立てすることはできない。
- 第 12 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 第 13 条 この規程に定めるもののほか実施に関して必要な事項は、委員会において定める。

第 5 章 本規程の変更

- 第 14 条 本規程は理事会に諮り、総会の議決により変更することができる。
- 付 則
1. この規程は平成 15 年 4 月 1 日之を施行する。
 1. この規程は平成 16 年 4 月 1 日之を改正実施する。
 1. この規程は平成 17 年 6 月 1 日之を改正実施する。
 1. この規程は平成 18 年 4 月 1 日之を改正実施する。
 1. この規程は平成 23 年 5 月 14 日之を改正実施する。